合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社ディーソル・メディックスと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年五月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年三月二十七日

東京都板橋区志村三丁目二八番七号

株式会社ダイヤ・メディックス

代表取締役　今村　勇雄

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である村尾昭雄が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年三月二十七日

東京都中央区京橋一丁目八番一〇号

FUJINET Co., LTD

日本における代表者　村尾　昭雄

限定承認公告

本籍青森県青森市大字安田字近野二五六番地五〇、最後の住所神奈川県相模原市緑区橋本五丁目一三番一号インテレクチュアルビル四〇二　被相続人　亡　長谷川武志

右被相続人は推定平成二十六年十二月十七日死亡し、その相続人は平成二十七年三月十七日横浜家庭裁判所相模原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二十七日

青森県青森市長島二丁目二五番一号太陽生命青森ビル七階竹中法律事務所

相続財産管理人長谷川年美

代理人弁護士　竹中　孝

限定承認公告

本籍千葉県大網白里市柳橋六三〇番地内一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　榎澤　桂一

右被相続人は平成二十六年十月二十七日死亡し、その相続人は平成二十七年三月十八日千葉家庭裁判所八日市場支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二十七日

千葉県大網白里市柳橋六三〇番地内一

限定承認者　榎澤　綸杜

限定承認公告

本籍大分県宇佐市大字南宇佐二三四二番地、最後の住所大分県大分市大字畑中九六四番地の三　新栄ビル三〇二　被相続人　亡　馬渡　勝彦

右被相続人は平成二十六年十二月二十四日死亡し、その相続人は平成二十七年三月十八日大分家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二十七日

福岡県福岡市東区香椎二丁目一四番一六―四〇四号　相続財産管理人　二階堂滝帆

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年四月三十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年三月二十七日

東京都世田谷区太子堂四丁目五番一号

株式会社エイチ・アイ・トラスト

代表取締役　石橋　宏昭

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年四月三十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年三月二十七日

東京都千代田区九段北四丁目一番三号

株式会社クレス

代表取締役　葛西　晴夫

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年四月三十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年三月二十七日

名古屋市北区平安二丁目一五番五六号

ミソノサービス株式会社

代表取締役　各務　修

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年四月三十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年三月二十七日

大阪府大阪市中央区北浜三丁目五番一九号

清陽通商株式会社

代表取締役　栗本　唯

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年四月三十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年三月二十七日

福岡県福岡市中央区六本松三丁目一六番一六号

株式会社安藤設計

代表取締役　安藤　英典

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十四億五千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月五日

掲載頁　六十頁（号外第一二五号）

平成二十七年三月二十七日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

Ｓｈｅｅｐ特定目的会社

取締役　三品　貴仙

正誤

ページ	段	行	誤	正
八一	一	終りから三	三十日で作成	三十日にジュネーブで作成
一〇三	二	終りから	澤田　光之	澤田　光行

平成二十六年四月十六日外務省告示第百三十四号（「政府調達に関する協定を改正する議定書」によって改正された「政府調達に関する協定」附属書一に掲げる我が国の基準額に対応する邦貨換算額の通報に関する件）（原稿誤り）

平成二十七年二月二十三日叙位・叙勲欄中（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月二十七日付第六九号一府調達第五八号二四ページ

一二ページ●同日付第七〇号一六〇ページ●同日付政

●二月二十五日付参会第八号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）